

# 生涯教育制度の 一部改正について

2024年6月から、  
さらにご活用いただきやすくなります！

## 1. 生涯教育制度への登録申請廃止

現行	改正後
生涯教育制度への登録申請とともに登録料2000円を支払ったのちに受講可能（各プログラムの履修申請も必要）	<b>廃止</b> 生涯教育制度への登録申請の廃止、登録料2000円の廃止（各プログラムの履修申請は維持） 入会後に手続きなく全会員が生涯教育制度への参加可能

## 2. 新人教育プログラム技術日程の免除廃止

※移行期間2026年度まで

現行	改正後
新人教育プログラムの修了条件 （免許取得1～10年目では技術日程の受講免除制度あり） 新人教育プログラム講義日程受講に加えて ・免許取得1～3年目： 技術日程3項目受講+生涯教育単位13単位以上 ・免許取得4～10年目： 技術日程3項目受講+生涯教育単位13単位以上 技術日程2項目受講+15単位以上 技術日程1項目受講+17単位以上 技術日程受講なし+19単位以上 注）技術日程受講なしの場合：日本視能矯正学会あるいは協会の総会に伴う講演会・研修会に2回以上出席し取得単位に含めること ・免許取得11年目以上新人教育プログラム（講義日程と技術日程）の受講免除	<b>変更</b> 新人教育プログラムの修了条件 新人教育プログラム講義日程受講 技術日程3項目受講 生涯教育単位13単位以上 <b>廃止</b> 技術日程の免除と免許取得11年目以上の新人教育プログラムの受講免除の廃止

### 3. 新人教育プログラム技術日程の優先募集の廃止

現行	改正後
優先募集順 ①講義日程受講済で免許取得後3年以内、②講義日程受講済で免許取得後5年以内、③講義日程受講済で免許取得後6年以上、④免許取得後11年以上で初めて技術日程の受講希望者（新人教育プログラムを修了または免除申請されていることが条件）、⑤技術日程の再受講希望者	<b>変更</b> 新人教育プログラム履修中の方全員に一括募集

### 4. 基礎教育プログラムⅢの免除廃止

※移行期間2026年度まで

現行	改正後
免許取得15年目以上の者は基礎教育プログラムⅢの受講を指定学会への参加で振替可能（＝基礎教育プログラムⅢの免除）	<b>廃止</b> 基礎教育プログラムⅢの免除廃止 ※基礎教育プログラムを修了するためには基礎教育プログラムⅠ・ⅡとⅢ（2項目）のすべてを受講

### 5. 新人教育プログラムおよび基礎教育プログラムの履修期間の廃止

現行	改正後
新人教育プログラム履修期間5年 基礎教育プログラム履修期間10年	<b>廃止</b> 新人教育プログラムおよび基礎教育プログラムの履修期間の廃止

### 6. 基礎教育プログラム修了から認定視能訓練士の申請までの期限の廃止

現行	改正後
基礎教育プログラム修了申請後5年以内に認定視能訓練士申請	<b>廃止</b> 基礎教育プログラム修了申請後から認定視能訓練士申請までの期限の廃止

## 7. 講義プログラムの聴講費用の変更

現行	改正後
受講費 1講義1,000円	<p><b>変更</b></p> 2もしくは3日間の講義日程を通して、聴講受講費として
	新人講義 5,000円 基礎 I・II 7,000円
	専門 I 5,000円 専門 II 7,000円
	専門 III 3,000円
	※各プログラム修了者のみ

## 8. 修了および認定申請期間の短縮

現行	改正後
<ul style="list-style-type: none"><li>・新人教育プログラムおよび基礎教育プログラムの修了申請期間 毎年4月1日～5月31日、10月1日～11月30日</li><li>・認定視能訓練士および認定専任教員の認定・更新申請期間 毎年1月15日～2月末日</li></ul>	<p><b>変更</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・新人教育プログラムおよび基礎教育プログラムの修了申請期間 毎年4月1日～4月30日、10月1日～10月31日</li><li>・認定視能訓練士および認定専任教員の認定・更新申請期間 毎年1月15日～2月15日※申請期間をすべて1か月間に短縮</li></ul>

## 9. 認定視能訓練士および認定専任教員の更新不可に伴う基礎教育プログラム履修歴の扱いの変更

現行	改正後
認定視能訓練士および認定専任教員更新不可により認定が失効した場合は、認定視能訓練士および認定専任教員を新たに取得するものは新規に基礎教育プログラムを履修する必要がある。 (=生涯教育ステータスが「基礎教育プログラム未履修」に戻る)	<p><b>変更</b></p> 認定視能訓練士および認定専任教員更新不可により認定が失効した場合は、更新年度の翌年以降に認定条件を満たせば再認定可能とする
	※基礎教育プログラム I～IIIの修了は失効後も有効 (基礎教育プログラム再履修の必要なし)

## 10. 休止制度の廃止

現行	改正後
各プログラムを履修している者または認定視能訓練士、認定専任教員の称号を所持している者は、海外留学、海外赴任、病気、介護、出産、育児、一身上の都合の休職等で休止が可能。 休止は1年単位で最長5年。休止期間中は学会等に参加しても単位取得はできない。	<p><b>廃止</b></p> 休止制度の廃止、 認定視能訓練士の5年ごとの更新は維持